

平成30年度第3回 春日井市地域公共交通会議

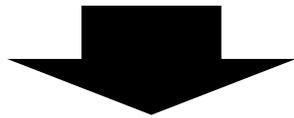
平成31年2月4日(月)10時00分～

- 1 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて
- 2 かすがいシティバスの契約更新について

前回会議での課題について

既存公共交通の活用を前提とした上で、
それを補完する新たな交通のシステム構築が必要

- ・既存公共交通の全体像の整理が必要
- ・公共交通の整備方針が必要



○既存公共交通の利用促進(PR)

○地域公共交通網形成計画の作成に着手(2カ年)

地域公共交通網形成計画とは

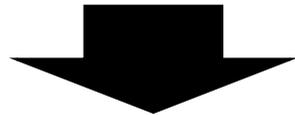
- ・「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする**マスタープラン**
- ・交通事業者等との協議の上で作成

- 1 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて
- 2 かすがいシティバスの契約更新について

1 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて

これまで 道路運送法に基づく位置づけ

- ・乗合旅客運送の態様、運賃等に関する事項の協議
→ 手続の簡素化が可能



これから 活性化再生法に基づく法定協議会の位置づけを加える

- ・円滑な地域公共交通網形成計画の作成協議が可能
→ 春日井市の公共交通を整理

1 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて

法定協議会の位置づけによる効果

- ・参加要請応諾義務

公共交通事業者や道路管理者等の

計画に定めようとする事業実施の見込まれる者

→利用者(住民)と事業者で地域公共交通の課題を共有、
その解決策の議論が可能

- ・協議結果の尊重義務

協議会構成員が協議結果を尊重する義務が生じる

→計画の実施についても効力がある



計画の円滑な作成・協議・実施が可能となる

1 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて

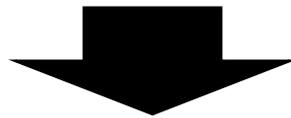
法定協議会の設置方法

- ・地域公共交通会議設置規則の改正
活性化再生法に基づく会議である旨の記載が必要
- ・計画に定めようとする事業実施が見込まれる者の追加
地方公共団体の判断により柔軟に追加可能

- 1 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて
- 2 かすがいシティバスの契約更新について

2 かすがいシティバスの契約更新について

平成31年10月 かすがいシティバスの契約更新
地域公共交通網形成計画を策定(2カ年)



- 計画作成を踏まえ、シティバス契約は2年更新
- 2年の間、シティバスを含めた交通の実証実験を実施

かすがいシティバスの利用促進



1日乗車券の価格改定及び小人割引の適用拡大

今年の春休みに実証実験を行う

(実証期間 平成31年3月20日～4月7日)

協議事項

かすがいシティバス実証実験について